

平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 2 7 年 6 月

金 融 庁

1 事前評価

(1) 規制を対象として評価を実施した政策

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------|---|
| 1 | プロ向けファンドに関する規制の見直し | ・ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、金融審議会で見直しを行い、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（27年3月提出）。 |
| 2 | 投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加 | ・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（26年9月）。 |
| 3 | 保険仲立人に対する規制緩和 | ・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（26年8月）。 |
| 4 | 非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け | ・ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、証拠金規制の導入について総合的に検討。 |
| 5 | 大量保有報告制度の見直し | ・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行される予定（27年5月予定）。 |
| 6 | 適格機関投資家等特例業務の見直し | ・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（27年3月提出）。 |

(2) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---------------------------------|---|
| 1 | 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等 | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等について税制改正要望（26年8月）を行った結果、平成27年度税制改正大綱（27年1月）において、投資法人法制の見直しを前提に、（会計）利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額を、配当等の額（現行 資本の払戻しの額）とすることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（27年2月提出、同年3月成立）。 |
| 2 | 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げについて税制改正要望（26年8月）を行った。 |
| 3 | 協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長） | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）について税制改正要望（26年8月）を行った結果、平成27年度税制改正大綱（27年1月）において、貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置（100分の112）を29年3月末まで2年延長することが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（27年2月提出、同年3月成立）。 |
| 4 | 資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税 | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税について税制改正要望（26年8月）を行った。 |
| 5 | 投資法人に係る税制優遇措置の拡充 | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の拡充について税制改正要望（26年8月）を行った。 |
| 6 | 外国子会社合算税制の見直し | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、外国子会社合算税 |

| | | |
|---|----------------------|--|
| | 直し | 制の見直しについて税制改正要望（26年8月）を行った結果、平成27年度税制改正大綱（27年1月）において、外国子会社合算税制のトリガー税率を、「20%以下」から「20%未満」に変更することが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（27年2月提出、同年3月成立）。 |
| 7 | マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置 | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置について税制改正要望（26年8月）を行った。 |
| 8 | 確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置 | ・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置について税制改正要望（26年8月）を行った結果、平成27年度税制改正大綱（27年1月）において、確定拠出年金法等の改正を前提に、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度の創設、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大及び企業年金等のポータビリティの拡充等に伴う税制上の所要の措置を講ずることが盛り込まれ、これを反映した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（27年4月提出）。 |

2 事後評価

（1） 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-------------------------|--|
| 1 | 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「金融検査手法向上経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」及び「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」の平成27年度予算要求（439百万円※）を行い、政府予算案に計上（399百万円※）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成27年度機構・定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備（時限撤廃）のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 ○ 東日本大震災の影響を受けている地域銀行に対する的確かつきめ細やかな監督を行うための体制整備（時限撤廃）のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 ○ 金融機関の危機管理体制（業務継続体制）の強化の推進等のための体制整備（時限撤廃）のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 ○ 水平的レビューなど深度あるモニタリングを行うための体制整備のため、主任統括検査官の機構及び専門検査官5名の定員の要求を行った。 ○ 一部独立行政法人へ金融庁検査を行うための体制整備のため、特別検査官1名、金融証券検査官1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 25年1月にバーゼル委から公表された「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」についてグローバルな金融システム上重要な銀行（G-SIBs）の取組みを推進するため、リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた監督指針の改正を行 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>った(26年6月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模を超える国際基準行について、G-SIBsの選定用データの開示を求めることとなったことを受け、関連する監督指針の改正を行った(26年6月)。 ○ バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行った(26年10月、27年2月、3月)。 ○ 我が国の大口信用供与等規制について、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が25年6月に成立したことに伴い、関係政令・内閣府令等の改正を行った(26年10月公布)。 ○ 26年12月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等を踏まえ、監督手法を明記するため、監督指針の一部改正を行った(26年12月)。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標(外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備)を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進 26年7月に、25事務年度の金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のより優れた業務運営(ベスト・プラクティス)や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を金融モニタリングレポートとして公表した。 また、監督局・検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たし、より効果的・効率的な監督・検査を目指すため、26事務年度の金融モニタリング基本方針については、監督方針と金融モニタリング基本方針(旧:検査基本方針)を統合して策定・公表した。 ○ 証券会社の連結規制・監督 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、監督部局と検査部局が共同でヒアリングを行うなど、連携を強化。その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的なモニタリングの推進に努めた。 ○ 金融・経済情勢を勘案した個別金融機関等に対する効果的・効率的なモニタリング 金融安定理事会(FSB)に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点」を公表した(26年9月)。 ○ グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)等に対する適切な監督 監督カレッジを含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ)の経営実態やリスク管理に係る情報を共有するとともに、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス等について情報収集に努めた。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の活用の検討を促すとともに、2金融機関に対して、同法に基づく資本参加を実施した(26年12月)。 また、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した(26年8月、27年2月)。 さらに、同法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画を公表した(26年8月)。 ○ 早期健全化法の適切な運用 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|---|
| | | <p>公表した（26年6月、12月）。</p> <p>また、早期健全化法に基づく資本増強行の新しい経営健全化計画を公表した（27年2月、3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融・資本市場の活性化に向けた取組み 25年11月より、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、同年12月には「金融・資本市場の活性化に向けての提言」を取りまとめ、公表した。26年入り後も、提言の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、同会合を開催し、同年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を取りまとめ、公表した。 |
| 2 | 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の平成27年度予算要求（42百万円）を行い、政府予算案に計上（42百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 ○ 25年1月にバーゼル委から公表された「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」についてグローバルな金融システム上重要な銀行（G-SIBs）の取組みを推進するため、リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた監督指針の改正を行った（26年6月）。 ○ 一定規模を超える国際基準行について、G-SIBsの選定用データの開示を求めることとなったことを受け、関連する監督指針の改正を行った（26年6月）。 ○ バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行った（26年10月、27年2月、3月）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備）を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップについて、預金保険法に基づく公的資金については、26年7月30日のりそなホールディングスによる預金保険機構からの株式の買取りをもって、完済された。 ○ 預金保険機構と連携した金融機関に対する検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況等を引き続き検証し、改善を促した。 |
| 3 | 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 | <p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 「26事務年度金融モニタリング基本方針」において、マクロプレーデンスの視点に基づく監督・検査の一環として、「金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する態勢を強化し、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める」旨を明確化した。 ○ これを踏まえつつ、庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から新たに徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融システムの安定性に関するリスクの把握に積極的に取り組んだ。 |

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図った。 ○ また、金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的とした金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を新たに立ち上げ、定期的に会議を開催するなど、関係省庁との連携にも取り組んだ。 |
| 4 | <p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」、「改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」及び「振り込み詐欺救済法に係る業務に関する経費」の平成27年度予算要求（37百万円）を行い、政府予算案に計上（37百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家等特例業務の制度見直し 金融審議会の投資運用等に関するワーキング・グループにおいて、適格機関投資家等特例業務の制度見直しについて審議が行われ、報告書の内容を踏まえた金融商品取引法の一部を改正する法律案を国会に提出した。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標を見直し、新たな測定指標（法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当局における相談体制の充実 26年5月、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」窓口を開設した。 また、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表し、26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始した。 さらに、金融サービス利用者相談室職員を消費生活センターや地方公共団体、高等学校が主催する講演会に講師として派遣し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例の紹介や、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行うなど、利用者の保護の充実を図った。また、ファイナンシャルプランナーの知識を身に付けるための研修や、国民生活センター主催の金融に関する研修に出席するなどして相談体制の質の充実を図った。 ○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（26年6月、12月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み状況等について議論を行った。 また、「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の報告書（25年3月公表）の提言を踏まえ設置した、金融ADR連絡協議会を2回開催（26年9月、27年2月）し、指定紛争解決機関間の連携強化を図るなど、金融ADR制度の円滑な実施を図った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 「多重債務者相談強化キャンペーン2014」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った（26年9月～12月）。 2 政府広報において、「多重債務者相談強化キャンペーン2014」における無料相談会に係るインターネットテキスト広告を掲載し、広く一般国民に向けた周知を行った（26年9月）。 3 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載し |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>たポスター5万枚、チラシ82万枚を作成し、関係機関等に配布した。</p> <p>4 「多重債務者相談の手引き」(23年8月、「多重債務相談マニュアル」を改訂)の普及・活用の促進も含め、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施した。</p> <p>○ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等</p> <p>1 26年10月、公的機関を装い、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復制度を謳った不当な勧誘を行う者の存在が確認されたことから、金融庁及び預金保険機構のホームページ上において、不当な勧誘に関する注意喚起を実施した。</p> <p>2 26年6月から27年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業に係るインターネット広告を掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。</p> <p>3 27年1月、政府広報において、振り込め詐欺の類型や特徴についてのインターネット広告を掲載した。</p> <p>○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</p> <p>1 平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、金融サービスの不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。</p> <p>また、関係省庁と連携して、振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるための政府広報を26年9月に実施したほか、全国銀行協会が主催する金融犯罪防止啓発イベント(26年11月)及び同協会の金融犯罪防止啓発ビデオ作成(27年1月)への協力を行った。</p> <p>2 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <p>1 インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行う予定(27年2月、パブリックコメント開始)。</p> <p>2 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキャッシュカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表予定。</p> <p>3 偽造キャッシュカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>○ 無登録で金融商品取引業を行っていた者158先、虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者24先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表した。</p> <p>○ 26年9月、金融庁ウェブサイトにおいて、「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起を行った。</p> <p>○ 海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会(26年10月)に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引(FX)業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会(27年2月)に対し、海外の無登録FX業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出した。</p> <p>○ 証券取引等監視委員会は、26年4月、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投</p> |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>資家の被害の発生等を防止するための必要な措置を講ずるよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行った。</p> |
| 5 | <p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「地域金融機関による中小企業の事業承継支援等に関する調査・研究に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費」及び「被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費」について、平成27年度予算要求（283百万円※）を行い、政府予算案に計上（247百万円※）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（監督方針及び金融モニタリング基本方針の実施状況、中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組み、地域経済活性化支援機構等の積極的な活用を通じた中小企業等に対する事業再生・経営改善支援の推進、銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備）を見直し、新たな測定指標（顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種ヒアリング等を通じて、地域密着型金融の推進に係る地域金融機関の取組み状況（地域活性化に向けた地公体や大学等との連携状況や、顧客企業に対する具体的なソリューションの提案力強化の状況等）についてフォローアップを行った。 ○ 各財務（支）局等において、金融機関間の知見の向上等に資する観点から、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催した（27年2月～3月）。 ○ 年末（26年11月）、年度末（27年3月）に、金融担当大臣等から金融機関の代表者等に対し、中小企業等に対する金融の円滑化について直接要請するとともに、要請文を発出した。 ○ 26年2月に適用開始された「経営者保証に関するガイドライン」について、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、26年6月に公表、26年12月には取組事例を追加した改訂版を公表した。27年3月には、金融機関に対し、中小企業等の顧客に対し積極的にガイドラインの周知を行うよう要請した。また、ガイドラインの趣旨の一層の明確化を図ることにより、ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、26年10月にガイドラインQ&Aの一部を改定した。 ○ 「個人版私的整理ガイドライン」のより効果的な周知広報策を検討することを目的として、調査を実施し、その結果を踏まえ、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、地方公共団体広報誌への掲載、関係者機関等と連携した住宅再建相談会等、これまで実施した取組みに加え、新たに、金融機関等を通じて被災者にガイドラインの利用勧奨のご案内を一齐に送付したほか、ケーブルテレビにて制度内容を詳細に説明する番組を放送するなど、周知広報活動を拡充した。 |
| 6 | <p>資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」及び「N I S Aに関する広報等経費」の平成27年度予算要求（31百万円）を行い、政府予算案に計上（25百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の投資信託商品の多様化及びR E I Tを巡る諸問題を踏まえ、25年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正 |

| | | |
|---|----------------------|--|
| | | <p>する法律」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行った(26年7月公布、同年12月施行)。</p> <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標(保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しの進捗状況、国民の金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施状況)を見直し、新たな測定指標(金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ N I S A (少額投資非課税制度)の拡充・利便性向上について税制改正要望(26年8月)を行った結果、平成27年度税制改正大綱(27年1月)において、 <ol style="list-style-type: none"> ジュニアN I S Aを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のN I S A口座の開設を可能とする(年間投資上限額:80万円) 年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる 税務当局におけるN I S A口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる(金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する) ことが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された(27年2月提出、同年3月成立)。 ○ N I S Aの周知・広報活動の実施 <p>制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨などについて政府広報オンラインや金融庁ウェブサイト公表するとともに、リーフレットの作成やツイッター(随時)を通じた情報発信を行った。また、広報の機会として、日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催された「N I S Aの日特別セミナー」を後援したほか、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応した。</p> ○ 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの成果について、金融モニタリングレポートの中で取りまとめた(26年7月公表)ほか、平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、「資産運用の高度化」を重点施策の一つとして設定した(26年9月)。 |
| 7 | 市場インフラの構築のための制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」及び「有価証券報告書等電子開示システム整備経費」の平成27年度予算要求(714百万円)を行い、政府予算案に計上(704百万円)された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成27年度定員要求において、以下の要求を行った。 <p>店頭デリバティブ市場に関する制度の企画・立案に係る体制整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ」等を踏まえ、次のとおり店頭デリバティブ取引に関する内閣府令等を整備した。 <ol style="list-style-type: none"> 清算集中義務の対象者や対象品の拡大を盛り込んだ内閣府令等を整備した(26年6月公布、7月施行)。 保険会社を取引情報保存・報告制度の対象に加えること等を盛り込んだ内閣府令を整備した(26年11月公布、27年4月施行予定)。 ○ 「金融商品取引法の一部を改正する法律」(24年9月成立)により、一定の店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等に対し電子情報処理組織の使用が義務付けられたほか、国外から金融商品取 |

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| | | <p>引業者等に電子取引基盤の提供を行う者の許可制度が設けられたこと等を踏まえ、政令・内閣府令を整備した（26年11月公布、27年9月施行予定）。</p> <p>○ 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、金融庁のウェブサイトにおいて、その取組状況を公表する等、積極的に支援した（26年6月、12月）。</p> |
| 8 | 市場機能の強化のための制度・環境整備 | <p>【改善・見直し】</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化等を図る観点から、投資型クラウドファンディングの利用促進、新規上場に伴う負担の軽減等のための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立した（同法施行（公布後1年以内）に向け、関係政府令等を整備予定）。 ○ 25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後1年6月以内施行）に係る部分について、関係政府令の整備を行った（26年7月公布、同年12月施行）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みの進捗状況、「企業の持続的な成長を促す観点から幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方」に関する検討状況）の見直しを行い、新たな測定指標（「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年12月25日公表）等を踏まえた制度整備に係る進捗状況、「日本版スチュワードシップ・コード」（平成26年2月策定）の定着に向けた取組み等の実施状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「日本版スチュワードシップ・コード」の定着に向けた取組み 機関投資家によるコードの受入れ状況の定期的な公表（26年6月以降3ヶ月毎に更新）や国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を行った。 |
| 9 | 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費」、「デジタルフォレンジック関連システム運用経費」、「インターネット巡回監視システム運用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」、「情報収集・分析ツール運用経費」及び「課徴金制度関係経費」の平成27年度予算要求（264百万円）を行い、政府予算案に計上（260百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成27年度機構・定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルフォレンジック体制の強化・整備のため、情報解析室長の機構及び主任情報技術専門官1名、情報技術専門官2名の定員の要求を行った。 ○ 報告書代替書面制度に係る証券監査体制の整備のため、証券監査官6名（関東財務局）の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融商品取引法26年改正を踏まえ、第二種金融商品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない場合の体制整備等について周知を行った。 （会員：26年3月末33社 → 27年3月末92社） |

| | | |
|----|------------------------------|--|
| 10 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「検査等一般事務費」の平成27年度予算要求(27百万円)を行い、政府予算案に計上(27百万円)された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成27年度定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 投資型クラウドファンディングを取扱う業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備のため、特別検査官1名、証券検査官6名の定員の要求を行った。 投資型クラウドファンディングを取扱う業者に対する監督体制の整備のため、課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> バーゼル3の枠組みに基づき、27年3月より新たに導入されることとなる流動性規制及びレバレッジ比率の開示に関して、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を行った(26年10月、27年2月、3月)。 適格機関投資家等特例業務の制度見直し 投資運用等に関するワーキング・グループを設置し、適格機関投資家等特例業務の制度見直しについて審議が行われ、報告書の内容を踏まえた金融商品取引法改正案を国会に提出した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 証券取引等監視委員会は、26年4月、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための必要な措置を講ずるよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行った。 金融安定理事会(FSB)に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る監督上の着眼点」を公表した(26年9月)。 監督カレッジを含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、大規模証券グループの経営実態やリスク管理に係る情報を共有するとともに、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス等について情報収集に努めた。 |
| 11 | 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「諸外国における公認会計士・監査制度の実態調査経費」、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「公認会計士等検査経費」及び「試験実施経費」の平成27年度予算要求(113百万円)を行い、政府予算案に計上(112百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、平成27年度機構・定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 監査事務所に対するより高度な検査を実施するため、統括検査官の機構の要求を行った。 公認会計士・監査審査会事務局における企画・立案機能の充実・強化に向けた体制整備のため、室長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、引き続き、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る施策を検討するため、27年1月、金融庁、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による「公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会」を開催するとともに、「当面のアクションプラン」を改訂、公表した。 |
| 12 | 国際的な政策協調・連携強 | <p>【引き続き推進】</p> |

<機構要求>

- ・ 評価結果を踏まえ、金融規制改革など国際的な政策協調・連携強化に向けた体制整備のため、金融国際審議官を新設したほか、平成27年度機構要求において、総括審議官1人（国際担当）の要求を行った。

<その他の反映状況>

- ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、国際的なルール策定に積極的に貢献した。
 - G20の枠組みにおいて、グローバルなシステム上重要な銀行の総損失吸収力（TLAC）に関する提案やシャドーバンキングに対する規制・監視のあり方などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参加・貢献した。具体的には、G20ブリスベン・サミット（26年11月）に加え、財務大臣・中央銀行総裁会議（26年4月、26年9月、27年2月）等に金融庁の立場から参加している。
 - 金融安定理事会（FSB）において、(1)システム上重要な金融機関に係る政策枠組み（TLACに関する提案等）、(2)シャドーバンキングの規制・監視のあり方、(3)金融規制改革の実施及び効果に関する年次報告書の作成、(4)金融指標改革等に関する議論に積極的に参加・貢献した。特に、FSBアジア地域諮問グループ（RCGA、26年4月セブ会合、8月京都会合、27年3月ボホール会合）においては、金融国際審議官がフィリピン中銀総裁とともに共同議長を務めるとともに、京都会合（26年8月）を主催するなど、アジア地域における金融システムの脆弱性及び安定化に係る取り組みや長期投資の傾向等についての議論を主導する役割を果たした。
 - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等において、大口エクスポージャーに関する枠組みや安定調達比率、証券化商品の資本賦課、開示要件、グローバルなシステム上重要な銀行に関する枠組みなど、国際的な銀行の自己資本・流動性規制等に係る議論に積極的に参加・貢献した。
 - 証券監督者国際機構（IOSCO）等において、金融市場インフラの再建、格付会社の行動規範等に関する国際的な原則及び基準の設定や改訂のほか、これまでに策定したマネー・マーケット・ファンド、証券化商品、金融指標に係る政策提言や原則等の実施状況のレビュー等についてIOSCO等での議論や作業に主導的に参加・貢献した。特に、24年に策定した金融市場インフラ原則の実施状況のレビュー作業における欧州レビューの評価チームのリーダーを国際担当参事官が務めるとともに、26年10月からIOSCO第6委員会（格付会社規制に係る委員会）の副議長を国際証券規制調整官が務める等、金融市場インフラの安全性、健全性および効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を向上させるために議論を主導する役割を果たした。更に、IOSCOアジア太平洋地域委員会（APRC）の会合を、27年3月に東京で開催する等、アジア資本市場の諸問題に係る情報交換や協力の促進においても主導的な役割を果たした。
 - 日米欧等12当局から構成される店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）において、店頭デリバティブ規制のクロスボーダー適用に関する各論点の議論の進捗状況をまとめた報告書（26年11月G20に提出）の作成に向けた議論に積極的に参加・貢献した。
 - 国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード（MB）において、27年2月に金融国際審議官の議長再任が決定された。議長の高いリーダーシップの下、議長国として会議を主催し、同財団のガバナンス強化等に向けて、「IFRS財団のガバナンス改革に関する報告書」（24年2月公表）の提言に基づき、MBの更なる機能強化のためメンバーを拡充するべく、MB内で新規メンバーの審査を実施したほか、IFRS財団の安定的な資金確保に向けて行われた今後の課題や対応策に係るIFRS財団内の議論に積極的に参加・貢献した。
 - FSB本会合（26年9月開催）にて、金融商品会計の運用に関する議論を行うため、ラウンドテーブルの開催が合意された。当会議について、金融国際審議官の議長就任が決定された。
 - 保険監督者国際機構（IAIS）において、26年10月以降国際政

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>策管理官が執行委員会副議長を務めており、グローバルなシステム上重要な保険会社及び国際的に活動する保険会社グループに関する基準や枠組みの検討など、国際的な保険監督・規制に係る議論を主導する役割を果たした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジョイントフォーラムにおいて、業態横断的な規制・監督上の論点に関する議論に積極的に参加・貢献した。 ○ OECDコーポレートガバナンス委員会において、国際担当参事官が副議長を務め、約10年ぶりとなるOECDコーポレートガバナンス原則改定の議論に主導的に参加・貢献した。 ○ LEI（取引主体識別子）に関して、LEIシステムのガバナンスを担うLEI規制監視委員会（ROC）の初代副議長を国際担当参事官が25年1月以降務めるとともに（27年2月に再任され、任期は28年1月まで）、ROC内に設置された中核機関である執行委員会のメンバーとして議論に主導的に参加・貢献した。 ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り海外監督当局との連携強化等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、韓国、インド等の各国金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制等に関する議論を行った。 ○ クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制については、日本の清算機関に関する規制・監督制度について、欧州委員会（EC）より欧州規制と同等である旨の評価を得た。 ○ 欧州証券市場監督機構（ESMA）と、27年2月、欧州域内の清算参加者等に清算サービスを提供するためにESMAによる認証を申請している日本の清算機関に係る監督協力に関する覚書（MOC）を締結した。 ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進に積極的に貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融活動作業部会（FATF）において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした改訂FATF勧告に係るガイダンス等の策定に向けた議論・作業に積極的に参加・貢献した。 ○ 20年に実施されたFATFによる第3次対日相互審査に対する第9、10、11回目のフォローアップ報告書作成において、関係省庁との連携のもと対応を行い、関連法案の成立等の我が国のFATF勧告実施への取組みについてFATFメンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献した。 ○ BCBSが行う、銀行セクター向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のガイドライン改訂に積極的に参画・貢献した。 |
| 13 | アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新興市場国を対象にした金融行政研修に必要な経費」、「アジアの金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費」及び「アジア金融連携センター経費」の平成27年度予算要求（363百万円）を行い、政府予算案に計上（288百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、アジア諸国など国際的な政策協調・連携強化に向けた体制整備のため、金融国際審議官を新設したほか、平成27年度機構・定員要求において、総括審議官1人（国際担当）の機構の要求を行った。また、アジア金融連携センターの運営に係る体制整備のため、課長補佐1名、係長1名、係員1名の定員の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおりアジアの金融インフラ整備支援事業及びアジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 26年5月にタイ中央銀行、26年6月にインドネシア金融庁、ベトナム国家銀行、ベトナム財政省、モンゴル中央銀行、26年7月にタ |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>イ財務省、26年8月にタイ保険委員会、26年12月にフィリピン中央銀行との間でそれぞれ金融技術協力に係る書簡交換（EOL）を実施した。また、27年1月にはインドネシア金融庁との間で金融監督協力に関するEOLを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記を含むアジア各国当局との金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換を踏まえた具体的協力を実施。インドネシア、ベトナム及びミャンマーにおいて金融当局を対象とする金融規制・監督等に関する現地セミナーの実施を行うと共に、インドネシア、タイ、ベトナム及びモンゴルの調査ミッションの受入れを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 特に、ミャンマーにおいては、ミャンマー財務省等の証券監督能力強化を支援するために長期専門家として派遣している当庁職員や財務総合政策研究所等と協働してミャンマーの証券取引法令整備及び証券取引所設立支援を実施した。 ○ 26年10月、11月及び27年3月に、アジアの途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施した。 ○ 上記の取組みを効果的に推進するために、タイ及びベトナムの金融情勢の現状と課題の把握を目的とする調査を行った。 ○ その他、金融国際審議官が共同議長を務めるFSB・RCGAやIOSCO・APRCの会合を日本国内で主催するなど、アジア地域における金融システムの諸問題・その対応策に係る情報交換や協力の促進を主導する役割を果たした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、25年5月に開催した「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」において合意された、日本とASEAN5か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）との二国間金融協力の強化を推進するための合同作業部会について、26年5月に各国との間で審議官級の合同作業部会を設置し、二国間における具体的な技術協力に係る協議を実施した。特に、タイとの間では、審議官級の合同作業部会に加え、長官・事務次官級の運営委員会及び資本市場における協力に関する分科会を設立、協議を実施した。 ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり、アジア金融連携センターを設置・運営した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 26年4月、①アジアの金融・資本市場に係る諸課題や体系的な技術支援のあり方について検討を行い、アジアの金融インフラ整備支援に活用すること、②アジア諸国の金融規制当局との協力体制を強化することにより、本邦企業・金融機関のアジアにおける円滑な事業展開の確保に貢献すること、③アジア諸国の金融規制当局との連携を深め、国際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信していく一助とすること、を主な目的として、金融庁内にアジア金融連携センターを設置した。 ○ 26年7月以降、同センターにおいて、アジア諸国の金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了した。長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の1ヶ月程度で、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基礎的な講義の受講と併せて、外部関係機関や研究所等への訪問等を実施し、その後、各研究員の関心事項に応じたテーマ別研修、意見交換等の機会を提供した。27年3月には、新たに6名の研究員の受入れを開始した。 ・ 評価結果を踏まえ、多数国間でWTOサービス貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現するための新サービス貿易協定（TiSA）、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に加え、ASEAN、EU、カナダ、豪州、モンゴル、コロンビア、トルコとの二国・地域間EPAや日中韓FTAの締結交渉を同時並行的に推進した。このうち、豪州とは26年4月に大筋合意（同年7月に署名）、モンゴルとは26年7月に大筋合意（27年2月に署名）に至った。金融庁として、これらの交渉に積極的に参加・貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> TPP交渉への参加については、TPPが日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進し、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むこ |
|--|--|---|

| | | |
|----|----------------------------|--|
| | | とにつながるものであることから、日本が25年7月のマレーシア会合から交渉に参加して以降、金融庁としても積極的に参加・貢献した。 |
| 14 | 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「我が国の金融・資本市場の競争力向上に向けた実態等の調査」、「世界の主要国際金融センター等におけるグローバル人材の確保・育成等ビジネス環境整備に係る調査研究経費」、「英語発信力強化のための経費」及び「ヘルスケアリート等の普及促進のための調査研究等に必要経費」の平成27年度予算要求(119百万円)を行い、政府予算案に計上(103百万円)された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 26年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」には、投資型クラウドファンディングの利用促進、新規上場に伴う負担の軽減等に係る制度整備が盛り込まれており、今後、関係政令及び内閣府令等を整備する予定(公布後1年以内施行)。 ○ 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、銀行本体での取扱いが認められるイスラム金融取引の形式を整理するとともに、監督上の留意点を明確化した「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案についてパブリックコメントを実施した(平成27年2月24日)。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標(「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討作業)の見直しを行い、新たな測定指標(「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民による持続的な対話の実施 <ul style="list-style-type: none"> 26年度に、官民ラウンドテーブル「民間資金を活用したインフラ整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化」作業部会を開催した。 |
| 15 | 金融行政についての情報発信の強化 | <p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。 <p>また、海外の利用者への情報発信の強化として、26年4月より、英語対応チームを設置し、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付ける英語ワンストップサービスを開始した。また、引き続き、英語で発信すべき情報等を検討しコンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的に、一週間の日本語での新着情報の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週一回発行するとともに、重要な政策決定等については、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。</p> |
| 16 | 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」及び「金融知識普及施策奨励経費」の平成27年度予算要求(18百万円)を行い、政府予算案に計上(16百万円)された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 |

| | | |
|----|--------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ（以下「マップ」という。）」を26年6月に公表した。また、関係団体の取組みについて、「マップ」を軸に連携して行われるよう、取組み内容を「マップ」とリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築した。 ○ 大学生に対して、「マップ」に基づいたモデル授業を関係団体と連携して実施した。さらに27年度において取組みを拡大するため、大学に対して働き掛けを行った。 ○ 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、26年5月から、「事前相談（予防的なガイド）」を開始した。 ○ 27年1月にADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」（共催：経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び日本銀行）を東京で開催した。 ○ 家計管理や生活設計の習慣化が重要であることを理解してもらうため、「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を全国5箇所で開催した（札幌、金沢、高松、熊本、福岡）。 ○ 昨年度に引き続き、金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を26万部、未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を21万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を9万部配布した。また、金融庁・財務局・財務事務所から高校などへ講師を派遣した。 |
| 17 | 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 | <p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施した。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする金融実務経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。 ○ 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。特に、新興国への若手職員の派遣を積極的に行った。 ○ 金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務の効率化・職場環境の改善に向けた取組みを継続的に実施した。また、育児・介護等により時間制約のある職員を含む全職員がその能力を最大限発揮できる職場環境を実現するため、「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表した（27年1月）。 ○ 業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容の検証・見直しを行い、検査業務と監督業務のより一層の連携に資する研修や、国際人材育成のための通信研修（eラーニング）の新設など、研修内容の充実を図った。 |
| 18 | 学術的成果の金融行政への導入・活用 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際コンファレンス経費」、「金融研究会関係経費」、「研究論文執筆関係経費」の平成27年度予算要求（13百万円）を行い、政府予算案に計上（13百万円）された。 <p><事前分析表への反映></p> |

| | | |
|----|---------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（コンファレンス、研究会・勉強会等の開催）の見直しを行い、新たな測定指標（コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <ol style="list-style-type: none"> 1 26年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパーとしてウェブサイト上に掲載した12本について、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 2 研究活動の一環として「企業財務研究会」を庁内にて開催した。 ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 26年10月にシンポジウム「家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方」（共催：大阪大学社会経済研究所、京都大学経済研究所、神戸大学大学院経営学研究科及びアジア開発銀行研究所）、27年1月にADB I・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」（共催：経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び日本銀行）を開催した。庁内幹部等がスピーカーとして発表したほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 <ul style="list-style-type: none"> 26年10月開催 シンポジウム 参加者：100名程度 27年1月開催 シンポジウム 参加者：140名程度 2 26年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計23回（通算では261回）開催（職員の参加は、最大90名、平均55名。）し、講演後に会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 3 26年4月以降、アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計9回開催した。 |
| 19 | 金融行政における情報システムの活用 | <p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府情報システム改革ロードマップにおける改革（情報システム数及びスタンドアロンコンピュータ台数の削減への取組み）を実施した。 ・ 情報セキュリティ対策の推進について、引き続き情報管理研修及び情報セキュリティに関する各種規則の遵守状況に係る職員の自己点検を実施した。 |
| 20 | 災害等発生時における金融行政の継続確保 | <p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」の策定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行った。 <ul style="list-style-type: none"> また、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」の改定を行った。 ○ 政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施した。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ |

| | | |
|--|--|----------------------|
| | | 等対策本部幹事会の運営訓練等を実施した。 |
|--|--|----------------------|

(2) 事業評価方式により評価を実施した政策

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--------------------------|--|
| 1 | 金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業） | <p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、27年度の全面稼働に向け、引き続き開発作業を実施した。 |